

平成20年6月26日

【中川委員長】 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。それでは、事務局から説明よろしくお願ひいたします。

## 1. 計画策定段階の原則について（事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 全体で今日は4カ条になりますので、おおむねブロックを4つに分けた時間配分にしたいと思ひますので、それでは、簡潔にご意見を賜りたいと思ひますが、皆さんいただけますでしょうか。

どうぞ。

【金谷委員】 生駒市の条例案のところでは計画策定段階の原則ということになっていて、条文の中に「計画」という言葉が抜けていますけども、ほかの町のこういうのを見た上でこれを生駒市も見れば、計画策定とは総合計画のことかなというのはわかるんですけども、この生駒市だけを見た場合に、何かちょっと、条文の中に「計画」という言葉が抜けてしまっているんで、ちょっとわかりにくいかなと。

【中川委員長】 計画、総合計画等とか、そういうのがないんですね。

ほかございませんか。

ちょっと致命的なことになるのかもしれないけど、私、言っているのでしょうか。「まちづくり」という言葉をよく使いますよね。これ、前の総合計画審議会の全体会議で「総合計画のまちづくり」という言葉を使っているんだけど、市全体の総合計画とか都市計画を含んだ町をつくっていくという営みを「まちづくり」と指すケースと、それから、自治会、町内会などを基盤とした地区コミュニティの「まちづくり」と同じレベルで平仮名の「まちづくり」を使っているんで、これは非常に混乱すると。なので、これは、この語句をきちんと定義するか、もしくは使うのをやめたらどうかという議論が出ているんですよ。

それと、同じことがここでも言えるような気がするんです。ここで言っている重要なまちづくり施策というのは、今、金谷さんがおっしゃったように、総合計画等と認識するならば、団体意思としてのまちづくり計画ですよ。ところが、この（4）でいきますと、市民自治定義の原則というのは、今日の4行目です、最後のページね。市民自治の説明の

ところで、下から4行目で、「一定の地域における市民主体のまちづくり活動」という言葉を使っているんですね。住民自治にも「まちづくり」を使い、団体自治にも「まちづくり」を使い、住民と行政との参画と、相互に協働し合いながら云々も「まちづくり」と使いたいというふうに、ちょっとブラックボックスになってきたかなという気がして、それが私は不安なんです、そのあたり、どうでしょう、ちょっと整理しませんか。ニセコ町の場合とか生野町の場合は、まだ初期の段階でしたから、自治体をつくっていこうという意味で「まちづくり」という言葉を使っているんですね。みんな町をつくっていこうという、ほんとうの意味でね。ニセコという町をつくろう、生野という町をつくろう。なので、住民自治という概念はあの段階ではあんまり出ていなくて、ニセコの場合は「コミュニティ」という言葉で書いているんです、それを。ニセコの場合は、まちづくりというのはニセコ町づくりなんですね。ところが、生駒の場合は、まちづくりというのは両方に渡る言葉という感じで、総合計画にもそのくせが出ていると批判が出たんです。ちょっとこのあたりいかがでしょう、行政のほうはどういうお考えなんですかね。

**【事務局】** 当然、重要なまちづくり施策というのは総合計画でも意識しておりますし、さっき先生が言われたみたいに、地域におけるまちづくりというのは住民自治協議会的なものをイメージしていますので、先生がおっしゃったとおりかなという観念はあります。

**【中川委員長】** なので、ちょっと提案なんです、今まで審議した条文の中で「まちづくり」という言葉は出てきていましたっけ？ 提案といいますのは、この際、「まちづくり」という言葉を全部外しませんか、自治基本条例では。きちっとそれぞれ定義したほうがいいと思うんですよ。団体自治における総合計画等とか、市民自治の定義のところコミュニティ単位のまちづくり、これはオーケーだと思います。住民にとったら、それはなじみやすいから。地域単位の、地域の拠点としてのまちづくりと云ったら、これは言い過ぎますよね。

**【事務局】** 今までは、総括した格好では、「まちづくり」という言葉を使っていますけどね、確かに。

**【中川委員長】** それがものすごくあいまいになっていると思うんですね、イメージが。総括した言葉での「まちづくり」というのは、実は生駒市づくりでしょう。前文で使うとか、それは大丈夫かもしれない。本体の中で使うと、何かすごくブラックボックスな危険性を感じますね。

総合計画で久副会長が提案したのは、どうしても使わざるを得ないというのならば、コ

コミュニティベースのまちづくりを平仮名で「まちづくり」とし、行政もしくは団体自治ベース、全体ベースでいうのならば「街づくり」、市街地の「街」を使い分けるとかいう方法もあるけれどというところで、ちょっとペンディングになっているんです。私らとすれば、この言葉は使わんほうがいいと思っているんですけど。むしろ、使うんやったら、コミュニティベースのまちづくりに使うんだと。団体自治で使うんだとしんどいかな？

【事務局】 まちづくりのルールがこの自治基本条例ですよ。団体自治と住民自治というところの違いで、言葉の使い分けをする必要があるということです。

【中川委員長】 そうですね、自治基本条例の中では団体自治のルールが出てきましたね。だから、行政運営のルール。市民、議会、行政、三者に分かれて権能が出てくるわけですから、行政と議会が、団体自治の理念の推進役が行政であり、行政監視役が議会であるという役割から、それら全部を合わせて生駒市づくりというのはまちづくりなんだよというイメージでした。ここで言っているまちづくりは何を意味するといつて、後で定義し直さなアカンような羽目にならんようにせんといかんと思うんです。それがまだ残っているのが篠山型なんです。篠山市の場合は、まちづくりというのは、自治そのものを意味するという解釈をしています。団体自治、住民自治を合わせた自治そのものを「まちづくり」と定義している。阪南市でも作業をやっているんですけど、阪南市ではまちづくりという言葉は全部消しました。

でも、ここの箇所の問題は言葉の使い方をどうするかだけであって、パブリックコメントについては当然のことなのでご意見ないと思うんですが、いかがでしょうか。実際、これは、パブリックコメントをしますよということであらわす条項ですよ。

【事務局】 そうです。今現在パブリックコメント条例もあります。

【中川委員長】 ありますからね。「まちづくり」という言葉は、ちょっとまた後ほど、行政のほうにも、いろいろと法制とも協議しながら詰めていただけますか。

【事務局】 はい。

【事務局】 ほかの委員さんも、それでいい……。

【中川委員長】 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【中川委員長】 パブリックコメントの規定を入れることについてはオーケーということですよ。だから、原則オーケーということです。

済みません、ちょっと茶々を入れました。

それでは、次の、計画策定手続きについてお願いいたします。

## 2. 計画策定段階の原則について （事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 これについてのご意見ございますか。 どうぞ。

【福田委員】 この中で、基本構想の条例案例示の中のところで私がちょっと疑問を持ちましたのは、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査、公聴会等の方法とかいう条例案のところの例のところでは、公聴会の開催等、ここで、前のところの基本構想のところでは、「等」というのは漢字を使って、「開催など」という平仮名を使っているんですが、これは疑問じゃないんですが、これ、ちょっと簡単な質問なんですが、これからいきますと、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度、これが1つですね。それから、アンケート調査の実施、これが2つ目ですね。公聴会の開催、これは3つ目だと思うんですが、「など」となってくると、4つ、5つ目とか、もっとあるということでしょうか。それを選択、そして、次に、原則として提示された意見に回答し、適切な方法を選択するというようになってくると、我々は3つの中から選択するということに普通に考えるんですが、まだ「等」、「など」とか入ってくると、隠されたものがあるのかなと。ちょっとそういう疑問に思ったんですよ。それでいかがなんでしょうか。私の間違いでしょうか。

【津田委員】 よろしいでしょうか。今のお話で、多摩市の参画の形態というのがありますが、この辺も含めての話になると思うんですけどね。

【福田委員】 私はまた、漢字を平仮名に直したところに何か意味があるのかなと。わざわざ上では漢字使っているのに下に平仮名を使っている、何かここに私のまだ及ばぬところがあるのかなと思って、これ、質問なんですが。

方法を選択すると、これは市のほうで考えていただくことかわかりませんが、その中に、私としては、3つ、この中から選ぶんだということなら明確になるなど。ところが、「など」というのが入っているだけにまだまだ選択肢を、その次、考えが出てくるかもわからんからというふうなものなんだろうかと今思いましたので。

【中川委員長】 一般に法令用語で「何々等」という場合は、原則的にはその等の前のことで選びなさいよと。時代の状況の変化によってその手法を変えていくということは想定してよろしいという意味なんです。平仮名で「など」といった場合は、その手法以外の

手法、全く違う手法を意味する、これが普通の法令解釈です。だから、この書き方でいくと、前段は「公聴会等」、原則、公聴会ですよと。公聴会の手法が、いろんな形でバリエーションがされていく、それは構いませんと、こうなるんですね。後段は「公聴会の開催など」やから、公聴会の開催にかわる手法も選択すると、こうなってきますね。だから、ちょっとニュアンスが変わります。そんな深い意味を込めてここに記述されたとは思えん、僕には。ほかにもあるかもしれんから、そのときはとりまっせと。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【中川委員長】 今言った、おっしゃられたことはほんとうに鋭いご指摘で、法令用語で「等」と使う場合ははっきりしたそういう含みがあって、その場合は平仮名で使う場合とは全く意味が変わっちゃうというのがあるんですよ。そんなに意識していないと思うな。

【福田委員】 そして、全体の流れから見ていきますと、ほかの文章なんかで私もあんまりなかったんですが、ここのところだけ、ちょっと流れだけをとらまえていきますと、「市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度や」と、ほかのところでも使っておられます、よその町でも。「制度やアンケート調査の実施、公聴会の開催など」と、非常にわかりやすくしておられるんでしょうが、この「や」というような言葉になってきたら、突然、何となく、何かこの辺がよく砕けたなという感じにとらまえたもので、ちょっと何遍も言い返したんですが、そういう経過もちょっとございました。

【中川委員長】 これ、法令用語についての場合、「や」という言葉は使いませんね。「及び」「並びに」です。英語でいう「A and B」は「及び」を使うんですね。「A and B」というグループと「C and D」という2つグループがあるといった場合に、この2つを並べたときに「並びに」というんですよ。「A及びB並びにC及びD」という言い方をするんですね。だから、この場合は「及び」ですよ。私は法令解釈の専門ではないですけど。

どうぞ。

【事務局】 おっしゃっていただいておりますように、「や」というのは、「情報を考慮して決定する制度、アンケート調査を実施する、または公聴会の開催など」というふうに。

【中川委員長】 「または」やね。「及び」「並びに」やったら全部することになりますから、「及び」「並びに」じゃないね、「または」ですよ。「または」「もしくは」のほうがええかな。それもあるんですよ。「and」じゃなくて、「or」です。「or」の場合は、「A

a n d B」は「または」になり、「A a n d B」と「C a n d D」の場合は「もしくは」になるんです。きちっと決まっていますのやけど、そういうことでしょうか。「または」ですね。

これね、済みません、計画策定段階の原則と計画策定手続きと何かすごく重なりがあるような気がするんですね、イメージ的に。何か重なるというんかな、これとこれとは全く違うものだというふうにどこかうまく説明できるかな。基本構想では、事前に意見を求めるのじゃなくて、決定する段階、実施する段階、評価する段階において広く市民の意見を求めるということでしょう？ 決定、実施、評価、そして委員公募、アンケート、パブリックコメントをやりますよという意味でやっているんですね。次に、こっちの策定手続きでは、計画策定段階における意見聴取の方法。ですから、計画策定段階と意思決定課程と、何か重なっていませんか？ どうやろうな。

【事務局】 計画策定段階、「意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする」という部分を第1項にして、今書いています、その際の意見を求めるときのやりかたですので、2つに分けてしまわないで2項として位置づけてしまうというほうが逆にわかりやすいかなと。

【中川委員長】 そうやね。

【津田委員】 計画策定段階の原則のところの基本構想なんかもすべてそうなんですけど、「意思決定、実施、評価」と入っているんですね。その次の計画策定手続きの部分の第1項でもう1回計画の策定のところに戻っていつているんですね。だから、そのところが、多分重複している感覚があると思うんです。だから、手続きというよりは、多摩市の計画策定手続きのところでは参画の形態というのがありますよね。参画する方法ですよね。方法について改めて説明しますよということが書いてあるんですけどね。だから、一たん前で全部、前段階のことをおさめているのに、改めて次のやつが出てきて、もう1回最初に戻っているのという感覚があると思うんですが、その最初に言っていることの、さっきおっしゃられたその中に包括するんですよという意味も含めて、最初のことのさらに細かい説明が次に言われてますよというふうな方向に持っていったほうがいいのではないかと思います。

【中川委員長】 そうやね、だから、1は原則をうたい、2は方法をうたうわけでしょう。何か生駒市の書き方でいくと、原則のところの方法が出てきて、方法のときにまた原則がうたっているような、それで、何か頭が混乱するのと違いませんか。多摩みたいにな

っきりとしてしもたらどうやろう。

【金谷委員】　　こういうふうの一つ一つ区切って多摩のようにやられたらダブって書くということも防げるとは思いますけどね。

【中川委員長】　　前川さん、どうですか。

【事務局】　　ちょっと考えてみます。

【中川委員長】　　多分あなたが一番これを書いているんじゃないですか。

【事務局】　　少し悩ましかったのですが。

【中川委員長】　　それでは、もう一遍、ここ、さっきのお話のように多摩型にして、原則はこれですと、方法はこういうふうな方法を使いますと。どうも、これ、悩みながら書いているわけ。うーうーと、うなり声が聞こえてきそうな。

どうぞ。

【三林委員】　　1つ質問なんですけど、市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表しとなるんですけど、これは市民に意見を求めないときは、意思決定過程で素案は公表しなくてもいいもんなんですか。市民に意見を聞くときだけ素案は公表するんだよというようにとれるんですが。

【中川委員長】　　だから、それは、もう1つ前の原則で、重要な計画をつくる時は、すべて市民に意見を聞かねばならないわけやから、公表し、意見を聞くという原則は、その前の原則やね、当然。

【三林委員】　　なるからいいんですか。

【中川委員長】　　当然。市民に意見を聞かない、素案も公表しないのは、非常に軽いもの、もしくは法律によって決まっていて、当然無理やりでもやらないかと決まっていて意見を聞くまでもないというのに限られてきますね。パブリックコメント条例はあったんですかね。

【事務局】　　ありますね。

【中川委員長】　　だから、そのそういうパブリックコメント条例のほうに載せないでいいやつに規定があるはずですよ。

はい、それじゃ一たん、3番に行きましょう。

### 3. 審議会等への参加・公開について（事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 この（３）は、審議会等への参加・公開の原則をうたっているものです。これにつきましてご意見ございますか。

どうぞ。

【津田委員】 これは、多分２つ目の、先ほどお話ありました手続きの方法のところの基本構想案のところ、「市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度、アンケート調査、または公聴会等」の中の、どれかに入るんですよね、公聴会というのは。

【事務局】 これは違います。

【津田委員】 これは別ですか。

【事務局】 はい。

【津田委員】 そしたら、別やと思うんですけど、何でそんなことをお話ししたかといえますと、先ほど、かなりこだわっているんですけど、手続きの方法で、かなりの場所に審議会等が手続きの中に入っていたわけですね。入っているとしたら、審議会等の文章がその前のところに入っていないと、今突然出てきた文章に見えるなと思ったんです。だから、別個のものであるとしたら、それはそれで別の方法としてありますというのがわかったほうがいいと思いますけどね。

【三林委員】 審議会というのは、さっきの素案を公表するの、素案をつくるということですか。

【中川委員長】 いや、違います。

【三林委員】 それも違いますか。

【中川委員長】 審議会というのは、市長から諮問事項を受けるわけです。これについてちょっと議論してください、その議論の結果を教えてください、そういった形のものを受けて答申を返すのが審議会です。だから、原案は、審議会ではないんです。一応原案は、執行機関である市長部局のほうから、こんなんでどうや、こんなんでいかがでしょうか、意見をくださいと言って。例外といたらおかしいんですけど、審議会みずからが、何も意見を聞かれていなくても、逆に我々のほうから意見を出させてほしいと言って出すことも、権限は与えられているんです。それは答申ではなくて建議といいます。そういうこともできます。

【金谷委員】 従来、審議会なんかですと、参加される方はどういう方たちのが参加されてきましたか。

【事務局】 従来でしたら、学識の経験者とか各種団体、それから、今現在ですと公募



市民という形です。

【金谷委員】 人数は大体どのぐらい？ 「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」の中に15名以内と書かれていますが、その人数なんですけれども、いろんな団体の、決まった代表の方が、ちょっとここを見てもみますと、8名ぐらいになるんですかね、市長を入れて。

【中川委員長】 何の審議会ですか。

【事務局】 それはそれぞれの審議会によって変わりますから。

【金谷委員】 その中で、女性を40%というような目途を定めていまよね、市民公募の方で。そしたら、人数的に女性が40%になれば、男性の公募の方は人数がほんまに1名だけで、合計1名しかないんですね。

【中川委員長】 今言うてはるのは、取扱指針の中に書いてあることですか。

【事務局】 今、内容はそれを言うておられます。

【中川委員長】 その取扱指針は皆さんのお手元にありますか。

【事務局】 ないです。

【金谷委員】 これは、前回のときにいただいた分で。

【事務局】 今は、きょうの手元にはないと思いますけど、前回の段階ではお渡ししていると思いますけど。

【金谷委員】 それとこれとちょっとあわせて見えていますけどね。

【中川委員長】 だから、金谷さんは何をおっしゃりたい？

【金谷委員】 だから、市民公募という場合、一部と書かれていますので、その市民公募が一部であって、その一部の中の、要するに、全体の中の40%が女性であれば、一応これは、目途とされていますけど、仮に40%いっぱいを見た場合に、今度はその人数の中で、どれぐらいの男性の市民公募の方がそこに入れるのかなと。

【中川委員長】 わかりました。言うている意味はわかりました。例えば、総合計画審議会なんかやったら、二、三十人ぐらいの人数になりますやんか。その中の配分比率全体で女性が最低4割は入れるようにしましょうねという取扱指針ですよ。

【事務局】 そうです。ですので、公募の市民の方だけで40%と違って、全体の中で40%。

【中川委員長】 だから、公募においても40%の配分は考えなさいよと。トータルで全部見ても40%になるというふうにしなさいということです。だから、例えば、もし6

人委員を公募するんやったら、そのうち6人中の2.4人から3人は女性にせなあかんとなります。

【金谷委員】 そうしたら、この文章の中で、「一部」というのをちょっと外してもらったほうがいいのかなと。「一部」というと、私らが考えるのは、ほんとうに少人数のことを言われるのかなと思うんやけど。

【中川委員長】 「一部」という言葉のニュアンスやろうね。実は、この「一部」というのは、少ない部分という意味にとるとちょっと違うので。全部の反対なんです。だから、「一部」を取ってしまったら、全部公募せなあかんという解釈になりますね。意味、わかります？ だから、もしそれを、「一部」というのが気分悪いんやったら、もうちょっと違う言葉を・・・。

【金谷委員】 わざわざ「一部」というのは書く必要はないのかなという気はするんですけどね、前後の文章から見て。

【中川委員長】 ほんなら、その場合は、「一部」を外したら、「選任する場合は市民から公募しなければならない」となるわけです。ほんなら、全員公募せなあかんとなってしまう。「公募」というのを入れるならば、「原則として、公募の委員を加えるよう努めなければならないにする」とか、ニセコみたいに。

【金谷委員】 ちょっと「一部」というのが入っていると誤解される……。

【中川委員長】 名張にはないですよ、名張方式が一部ですね。だから、ニセコの場合やったら、「公募の委員を加えるよう努める」やから、ここで「原則として」というように変えているわけですね。原則を使わないで、「努める」という努力規定にしていますね。名張のやつは、公募しなければならないという義務規定にして、原則を前に置いてそれを緩めているというやり方やね。つまり、行政不信を言うてはるんです、これは。一部というたら、50人のうち1人でも一部やと、たった1人だけでも公募したら、したと言うやろう、そういうところに突破口を開けへんかなと。

だから、これ、どうでしょう。ニセコ町第31条のやり方に準じて、「原則として公募の委員を加えなければならない」に改案にしておいたほうがいいですか。そうしたとしても、たった1人でもそれはオーケーなんやな。正しくは、「一定比率において」とかいうのが正しいんやけどね。それは、だけど、取扱指針に書いてあるでしょう？

【事務局】 取扱指針には、公募による委員の選任枠を設けるようにと。

【中川委員長】 そうですね。物によりますもんね。法定審議会は、総合計画審議会、

固定資産評価委員会、あれはどうやったのかな、固定資産評価委員会は……。

【事務局】 固定資産は行政委員会です。

【中川委員長】 あれは行政委員会やね。総合計画審議会は法定委員会やね。

【事務局】 はい。それから、都市計画審議会。

【中川委員長】 都市計画審議会、それから、国保運営協議会。

【事務局】 国保運営協議会は……。

【中川委員長】 あれは法律によってつくられたからね。

【事務局】 そうですね。

【中川委員長】 あと、何あったかな。報酬引上審議会みたいなもの、あれは法定じゃないですね。

【事務局】 それは法定ではないです。

【中川委員長】 あと法定審議会は何があったかな。都市計画審議会、総合計画審議会……。校区調整審議会も、あれは法定じゃないですよ？

【事務局】 何ですか。

【中川委員長】 校区、校区。小学校区の校区なんか、あれは任意ですよ。何ぼ多いといたって、全部で二、三十ですよ。

【事務局】 いや、そんなにないです。法定はそんなにないです。

【中川委員長】 いやいや、任意を含めて。

【事務局】 ああ、任意を含めてね。法定の審議会、それから、条例で定めているのと、それと、条例で定めていないのと、それ以外にずっと……。

【中川委員長】 要綱設置の協議会とか、そんなんも含めたらね。

【津田委員】 済みません、もう1回もとに戻るんですけど、先ほどの話で、審議会というのはどういうふうにとらまえたらいいんですか。一番最初に原則が出ていますよね、市民の意見とかいろんな方法が出ていますね。その次に手続きの仕方が出てきて、それから審議会が出てきているんですけど、この流れの中で、どうとらまえたらいいのでしょうか。

【中川委員長】 計画策定の市民参加の流れの中に、審議会とはどう位置するのかということですか。

【津田委員】 そうですね。先ほどお話ししましたが、多摩市の場合ですと、その審議会も意見を聞く1つの方法として、参画の仕方として入っているんですよ。特に重要

やから審議会について細かく規定しているのかなとは思いますが、そのときに、最初の原則があって、手続きがあって、ここへ審議会というのが出てきているんですけど、その流れがもう一つ、特に審議会だけが出てきているようなことになるので。もし審議会が手続きの方法の中に入っているんだとしたら、その手続きの分の中に審議会というのが入っていてもおかしくないかと。例えば、審議会だけ細かく説明しているならわかるかと思うんですけど、ここに突然審議会が出てくるからには、じゃ、何で審議会がそういうふうに出てきているのかという説明といってもいいんですかね、流れからいったら。そのほうがわかりやすいんじゃないかと思うんですけど。

今日いただいた資料の中でずっと見ていましたら、審議会というのは、市民から意見を聴取する方法の1つとしてとらまえていたんですね。

【中川委員長】 なるほど。

【津田委員】 手続きの方法の1つ、バリエーションの1つというふうにとらえていたんですけど、そこで方法の1つとして、なおかつ細かく説明が出てきているので、それを、特に「審議会については」とか書いてあれば意味もわかりやすいのかなと思うんですが。

【中川委員長】 これ、ちょっとブロック的にもう1回並べ直してもらったほうがわかりやすいかもしれませんが、市民参加、市民参画を担保する制度として、計画策定段階の諸原則より手続きをうたい、そして審議会というのにも市民が入れますよ、かかわってくださいよという原則がうたわれているという面が1つあるわけです。もう1つは、行政側の透明、あるいは情報共有・公開の原則から、計画策定段階から市民に示していきますよ、意見もありますよというのと、審議会にも市民にもっともっと入ってもらいますよという両方から原則を詰めているんですけどね。行政側から言うたら、情報公開・共有の原則から来ている、市民側から言ったら市民参画の原則から来ている。そのターゲットに当たっているのが計画決定とか審議会とかいう、もっともっと見えやすいようにしようやという話です。だから、多摩市の場合は、それらを一連の形にもう一遍そこにぽこっと入れて、ここで参加できるんですよと言って出しているわけです。逆の言い方をしたら、審議会とか協議会とかいうのは、今までやったら、どっちかいうたら、アライバイ機関、言いわけ機関となっておった。それを生駒市は認めませんよという意味で、あえてばしっと前へ出しているということです。

【津田委員】 よりオープンにしますよという。

【中川委員長】 そうです、よりオープンにします。より強めているわけですね、これ。

ややもすると、審議会の答申を得ることが決定の条件になっているというのは、法定審議会の場合ありますよね。審議会の答申がなかったら、絶対決定できないやつもあるんですよ。

【事務局】 都市計画決定とかですね。

【中川委員長】 隠れみのにされる危険性もあったんですね。だから、むしろ、そういう批判が強かったから、審議会、協議会などには必ず市民に参加してもらいますと宣言しているわけです。

【津田委員】 これは、単に強調している。

【中川委員長】 そう、そう、そう。

【金谷委員】 私もこれ、計画策定手続きとなっていますので、そこにやっぱり入るのかなとは思いますが。

【中川委員長】 この手続きのところに入って、参画というのがうたわれていて、こちらのほうに一定の市民公募を入れますというのが、挟み撃ちになっていけば別に矛盾はないですけどね、条文的に。だから、前川さんのほうで作業がちょっとしんどいかと思いますけど、さっきの1番の原則、2番の手続き、3番は、きょうもう一遍強められている審議会への参加・公開という形で出てくるんやろうかと思うんですけど。

【事務局：前川】 2番目の方法、原則があって方法をうたうときに、その1つのバリエーションとして、1つが、書いていますようにパブリックコメント、アンケート、公聴会。審議会というのをそこに明記しておくということですね、先生がおっしゃっているのは。

【津田委員】 そうですね。

【中川委員長】 それを特出しして第3番目にでてくるということですね。矛盾はしない。表と裏から押さえている。さっき、ちょっと混乱したのは、原則の中でも手続きが書かれている。手続きのところにも原則的なことが書かれている、何か頭が混乱するんじゃないの。それはちょっと整理したい。

よろしいですか。

【福田委員】 ちょっと1つだけ。質問なんですけど、これはいろんなところで出てまいります。選任をする場合の地域、性別、年齢、国籍というところで、等を配慮とするということで、この文章がよく出てくるんですが、ここでちょっと質問なんですけど、例えば身体障害者及び大学生とかいうのは、例えばこの2例は年齢に入るんでしょうか、それ

とも、原則としてその一部も市民の中に入るのでしょうか、その方たちは。

【中川委員長】 大学生の場合ですか、障害者の場合ですか。

【福田委員】 障害者ですね。そういう方たちは、別にそういう方たちをうたってはいたないのがほとんど全部ですが、その方たちを見ましたときに、その方たちが該当するのは、地域、これは完全に違いますね。性別、これは男女ですから違います。年齢に入るのでしょうか。

【中川委員長】 国籍等です。

【福田委員】 そうですか、年齢に入るんですか。

【中川委員長】 国籍等です。

【福田委員】 国籍等に？

【中川委員長】 さっき言いましたね。「等」というのは、これ以外のバリエーションも含まますということです。

【福田委員】 そしたら、国籍とかそれにこだわってするというもんじゃないんですね。だから、国籍、ほかにもありますよ。私は正直言って、国籍となっていると、もう……。

【中川委員長】 国籍等ですから、国籍及びその他の属性に配慮して。

【福田委員】 はい、わかりました。

【中川委員長】 だから、国籍に配慮するんじゃなくて、障害がある、ない、それから、知的障害か身体障害か精神障害かなどとういことに対しても配慮して、審議会に入ってもらわなあかんような、そういう委員会もあるでしょうと、そのときはそれに配慮しましょうと、こういうことです。だから、その他属性という意味です。国籍等というのは、実はその他の属性を意味します。

だから、もっと正確に言うと、こういう部分ですね。地域というのは、例えば生駒の中のニュータウン地域、郡部、農業地域、そういう地域に配慮しましょうと。性別というのは男と女。次に、年齢というのは、子供の代表、青年代表、中年代表、シルバーエイジ、ゴールドエイジを考えましょうと。国籍というのは、当然、在住外国人。それでも、一番居住比率の高い国籍の人とかというのはだんだん順番に少なくなってくる。その他属性というのは、例えば職業別に配慮しなくちゃならないとか、身体障害があるかないかとか、それから、あとは何かあるかな、まだあるでしょうね。今ちょっと頭が重くなって回転せんようになってきた。まあ、そういうことです。だから、身体障害者を配慮せなあかんというのは、かなりの分野でありますよ。それは入れて考えなあきません。

正確に言いますと、今のお話は「国籍等」と言いましたけど、実は国籍を外してもいいんです、「等」に入っているんです。「等」がすべてです。

ほか、何かご意見ございませんか。

これは、だから、構成配慮原則と公募原則ですよ、言ってみたら。公開原則はどこに入ってくるのかな。「審議会の会議録及び会議録は、原則として公開しなければならない」、ここですね。これでオーケーですね。それじゃ、これは一たんオーケーとしましょうか。

では、第4番目、市民自治の定義・原則について。

#### 4. 市民自治定義・原則について（事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 いよいよこの4番が、一番私たちに身近な地域のまちづくり活動を意味していますね。これについてご意見いただきたいと思います。最初に私が言った「まちづくり」という言葉は、この条文で使うのは私は反対していませんので。

【事務局】 そうですね。ここではこの言葉を使わないと、皆さんわからないと思います。

【中川委員長】 ここで言ったら、このまちづくりはフィットすると。ところが、トップの計画策定段階で出てくるまちづくりということは、これはまさに総合計画とか都市計画そのものやから、まちづくりという言葉でぼやーんと言うと、これと指している内容がやっぱり違ってくる。

いかがでしょうか。

【津田委員】 細かいところでよろしいですか。細かい文章の使い方だけなんですけど、基本構想と、例示にあるのと、条例案の説明の例示のそれぞれのそれぞれに「地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともにまちづくり活動をする」ということで、「とともに」と基本構想ではなっているんですね。条例案例示の2番のところに「地域の良好な生活環境づくりに貢献する業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する」、「などのほか」と言っているんです。それから、一番最後の条例案例示のところに丸チョコボの2つ目の「NPOなどとともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人を加える」。ほぼ同じ意味やと思うんですね。ちょっと微妙に違うところなんですけど、どうかなと。

【中川委員長】 無理やり3つつくらなあかんから、文章を変えただけです。そもそも基本構想案というのは、条例案として出してしまうと議論がものすごいこってしまうと。

まだ議会の議決も得てもおりませんし、協議もしていないという段階だったので、基本構想案ということで、条例でないですが出しましょうよとつくったんですね。ところが、議会でも非常によい関係が出てきて、さっさと作業をしてえな、頼りにしてまっせと言われる段に及んで、条例案として出しても何ら支障はなくなってきたんですね。ところが、この2つは、やっぱりちょっと違うもんだという位置づけでスタートしたもんですから、同じ書き方をするとまずいなという配慮が働いているんだと思うんです。それは一緒ですね、全く。変わりまへんのや。無理に2つは違うもんやというてやってきたところが、今、苦しくなってきたと。2つだけがそういうことですよ。そやから、あんまり変に駆け引きしていると思わんといてください。スタート当初はそうやったんです、条例案として出すと、いきなり、言葉の端々にわたる議論をわーっと誘発すると、本線の議論ができなくなるという危険性を感じたんです。ところが、今は議会もかなり勉強してこられて、「今度の勉強会はいつや」と言うてくれはるぐらいですから、ほぼ月1回に勉強会をしはるんです。全員ですよ、全員。全員協議会と一緒にですね、あれ。

【事務局】        そうです。

【中川委員長】     これは、ほんま、ものすごい熱心なかたが多いんですわ。全員必ず発言しはります。だから、最後の基本構想案と条例案というのは並べてやらなしゃあないけども、基本構想のところは、条例原案と書きぶりがちょっと違ってなあかんと思わんでもええんと違う？

【事務局】        これも、ちょっとやっぱりニュアンスが違うような気がしますね。「ともに」と「など」はちょっとニュアンスが違う。

【中川委員長】     だから、何か変えなあかんという、無理に変えなあかんという意識が働き過ぎていると僕は思うねんね。その自己規制は外してええんと違いますか。むしろ、解説に力を注いでもろうたほうがね。

今、僕がちょっと立ち入ったこと、説明なんかしちやいましたけど、そういうことなんだということをご理解いただけます？ 何でこんな基本構想案と条例案、2つずっと出てきとんねんいうて。条例案は表に出していなかったんです、内部審議で。表に出すのは、基本構想素案で出していたんです。

ここでちょっとご議論いただきたいと思いますのは、市民自治というのは、ベースとして自治会、町内会などを中心とした地域共同体型の地域エリアを中心とした自治と、それから、ボランティア、NPOなどの集団による課題別というんですか、専門課題別、特定



課題別の課題自治と2つあって、それを両方とも市民自治と言っているんですよという趣旨なんです。だから、ここでは、市民という範囲を、「地域の良好な生活の環境づくりに貢献する事業者」を入れているんですけど、これは、最初の市民の定義のところ、事業者、団体も出てきたんですよ。それと対応しているわけですね。

【事務局】 はい。

【中川委員長】 いけずな言い方をすると、地域の良好な生活環境づくりに貢献せんような事業者は関係ないのやというふうにとれるんやけども。市民自治活動の主体というのは、事業者、団体も含むとしておいたらそれでいいんと違うやろうか。ここで理念的な修飾語をつけるほうがとややこしくなりません？

市民自治の定義はこれでいいですよ。皆さんご納得ですよ。2の主体の定義ですよ。主体としては、団体として自治会、町内会、それから、それだけでないで、NPOもありまっせ、ボランティア団体もありまっせ。それだけじゃないんだよと、法人市民もありまっせと。「そんなことばかり言ったら、団体ばかりやんか」と言われたら、「いや、個人も入りまっせ」と、こう押さえていくわけですね。

市民自治の定義・原則についてですが、これ、原則が抜けてへん？ 定義はあるけど。名張市とか篠山市とかは、市がその活動を振興するために必要な施策を講じますというのが入っていますし、必要に応じて支援するとか、尊重するとか、そういう市側の対応も書いていますでしょう。これは生駒市の場合はないんですよ。

【事務局】 今は市民自治の原則という、もともとはそういうふうにかかせていただいていたんですが、条例案としては、市民自治の定義ということでここで押さえさせていただいて、3段目以降になると思うんですが、市民自治に関する市民の役割とか、自治体の役割の中で、今、委員長がおっしゃっていただいているような支援等というのが項目としては出てまいりますので、ここでは定義ということで押さえさせてもらいたいと。

【中川委員長】 そしたら、案件の(4)は、市民自治の定義を議論する。原則はここでは触れないという形で。

【事務局】 条例案として、今見ていただいていますように、見出し部分で「市民自治の定義」とさせていただいたのは、そういう意味でございます。

【中川委員長】 わかりました。

それでは、以上で一わたりごらんいただきましたが、改めまして、全体を通してお気づきの点がございましたら。なお、この部会が所管している全条文の印象を一わたり見終わ

った段階で、もう一遍、鳥の目でぱっと見て、これとこれは何かうまくいっていないぞとか、ここはつながってへんとかいうことがまた出てくるかもしれません。その作業はまたしようと思えますけれども。一応はその4カ条分をごらんいただいた上でのご意見等ございましたら。

それじゃ、順次ご意見を賜りたいと思います。きょうは三林さんから。

【三林委員】 最後のところの、「地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者」の修飾語と、あと、「まちづくり活動に積極的に参加する個人」、ここも修飾語が入っているんですけども、積極的に参加していなくても、その課題、それはちょっと参加したいなど思う個人もいると思うんです。そういうのを含めると、ここの修飾語を取ってもいいんじゃないかなとも思うんですが。わざわざ「積極的に参加する」なんて入れなくても、条例なので、個人でも参加ができるんだよというのが入れればいいんじゃないかと思います。

【中川委員長】 主体というのが言えるということやね。

【三林委員】 はい。

【中川委員長】 だから、要らんとする……。あまりここで理念的にセレクトすると、また議論を呼ぶから、ちょっと整理しませんか。はい、ありがとうございます。

じゃ、日高さん。

【日高委員】 やっぱり私も、一生懸命頑張っているんやろうなと思いつつ、先生から舞台裏というか、正直なところを聞かせてもらって、非常に苦労している姿が目には浮かぶようで、大変やなと思いつつ、でも、やっぱり頑張っているなと思いつつ。あんまり頑張り過ぎと違うかなと思ったりするのは、今の三林さんの形容詞ですよ。「地域の良好な生活環境づくりに貢献する」とわざわざ書いたら、そうでない、そこまで地域になかなか関係はできへんねん、自分の事業を今やるのが精いっぱいやねんという人も踏まえるやろうし、今おっしゃった個人も、この間のタウンミーティングで中川先生がおっしゃっていた、一人一人、自分はまだ自治会も入れへんと、無関心で、ええねん、これで、わしは生きているだけでええねんとかいう人でも、やっぱり含まれているんやという、そういうふうな意識を持ってもらうということだけだったら、こういうふうに言われたら、いや、私、そんなんどうでもええもんと思う人はどうなるんかとなってしまふから、あまりに言葉は、やっぱりわかりやすくしようと思つたら、少なくするほうがええのと違うかなと思います。

だから、その意味も込めて、例えば、説明やからそれでええのかもしれないけど、非常に

具体的にようけ出て、こうやって一生懸命文章を考えたんやなと思ったら、大変な作業を  
気遣っていただきましたが、やっぱり、いつも言うようですが、短く、わかりやすくとい  
うところをさらにお願ひしたいなと思います。

以上です。

【中川委員長】 それは伊賀市のモデルをそのまま使っているんです。伊賀市の場合は、  
ちょっと議論があったんです。なんでもかんでも事業者を入れていいんかとか、個人は入  
れていいよねと。そういう議論は、「まちづくり活動に参加しないことによって差別される  
ことがあってはならない」みたいな議論があって、それはそれで別にちゃんと担保しまし  
ようという意味だったんですけど。伊賀市のやつをそのまま持ち込んで大丈夫だと事務局  
が判断されたと思うんですけど、生駒的にするとか、どうとらえるかということをやっぱ  
り考えたほうがいいですよ。伊賀の場合は、事業者の中にも環境を破壊する事業者もあ  
ったんですよ、実は。あったんですよ。そんなまで認められるかという議論もあって、  
そういう経過があって載っているんですよ。だから、これは生駒市的に、生駒の風土に合  
った文章にしたほうがいいと思うんですよ。だから、団体も入っているんですよというこ  
とがね。

金谷さん、どうぞ。

【金谷委員】 私も、できるだけ簡素に文章を書いてもらったほうが、当たりさわりが  
なくていいかなという気はします。さっきからずっと見ていますと、やはり同じような内  
容の重複したようなところもある、その辺、もうちょっと整理してもらったらわかりやす  
いかなと。

【中川委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【安藤委員】 私はちょっと皆さんのご意見が違うんですけれども、市民自治活動の主  
体となるものという定義であるから、主体になり得る人、事業者とかいうのは、そういう  
積極的に参加する人が主体になって活動しないといけないから、やっぱりこの主体とい  
うような文章を抜かすと、だれでもかれでもというわけじゃなくて、主体になるべき人は、  
そういう積極的活動をする事業者であり人であると思うので、これは入れておいたほうが  
いいのじゃないかなと思います。

【中川委員長】 その場合は、「まちづくり活動に積極的に参加する個人、事業者も含ま  
れる者とする」ぐらいが一番いいのかな。

【安藤委員】 はい。

【中川委員長】 両方とも入れておかんと。個人、事業者。ほんなら、ば一っと入ってきますね。ありがとうございました。

じゃ、どうぞ。

【津田委員】 僕も同じように、ここで改めて市民自治というものをつくる以上、積極的に参加するということを強調する意味でそういう文章が入っているほうがいいのかなど。ただ、先生が言われたように、片一方を抜いて、片一方だけ置いておくというのもちよつと難しいので、両方書けるように、「まちづくりに積極的に参加する」という言葉を修飾語でとらえて企業、個人も含まれるというような文章にしたらいいのかなど。

それから、一番もつともとのところで、これに参加する人、参加しない人も公平である、不公平は受けないという文章がありますので、そういう部分においては、より積極的に市民自治という意識の高い人に活発になってもらうという意味で、そういう文章のほうがわかりやすいかなと思います。

【中川委員長】 ありがとうございます。

上埜さん、どうですか。

【上埜委員】 今の市民自治の定義ですけど、まあ思いますけど、いわゆる貢献する事業者ですけど、例えば一定地域で会議をする中でこれをずっと考えていったら、それから、例えばこの辺であれば大きい企業も小さい企業もたくさんおられて、全然ないところもある、地域で。その辺、その中でも、例えば近鉄とか大きい事業者がありますね。それも積極的に参加してくれるかどうか、これはちょっと疑問に思うところもありますけど。

【中川委員長】 例えば小学校区に駅があるといった場合、駅長さんとか、駅の助役さんも入ってもらうという一考はありますね。必ず近鉄の代表が出てこいとかいうのでなくて、地元におられる駅長さん方なんかに来てもらうというのはあると思います。ただ、地域によりますね、それは。

【乾委員】 そういう点からあえて、地域って、よっぽどやないと、極端な話、僕なんか今まで地元で大きい駅がありながら、駅長さんなんかが出てくるといことは、まず頼んでも無理。近鉄百貨店の場合はないけど、鉄道となったら、会議にでもなかなか代表者でも出席してもらうということは非常に無理な面がありましたからね。

【中川委員長】 そうですか。

【事務局】 特に生駒の場合は、南生駒も東生駒も駅長さんは生駒の駅長さんが皆兼ね

てはります。個々の駅におられないというのがあるので。

【津田委員】 駅長さんとは違うんですけど、例えば参天製薬さんなんかは、富雄川のコスモスクリーンキャンペーンの育成の種植えなんかに参加されているんですね。学校も参加しています。ガールスカウトも参加しています。企業さんでそういう地域で参加されている方もおられるので。

【中川委員長】 近鉄さんはコミュニティ担当の部局がちゃんとありますよ。そこを通じて、今度何々地域です、ここの地域でやっぱり近鉄さんのかかわりを持ちたいので、できるだけ入ってくださいと公式に申し上げたら、必ず出してくれますよ、駅長以外で。そういう働きかけはなさったほうがええと思います。やっぱり、駅かて、落書きされたり、いろいろ事件が起こっているわけで、そうすると、地域とのつながりをきちっとしておかないと、駅の経営もきちっとやりにくくなりますもんね。それは、むしろ地域のほうから働きかけたら、向こうは、「いや、よう行きまへん」とは言えない立場だと思います。

【乾委員】 行けないというはっきりしたそういう答えは出さんのですけど、防犯の関係にしろ、なかなか近鉄や、また百貨店、ジャスコなんかでも、出してくれと言うたって、もうせんど頼んでやっと出してくれるだけであって、その人が今度異動すれば、もう自動的に出さない、また一から話をせんないかんというような、ほとんどがそんなような状況ですね。

【中川委員長】 わかりました。これは、生駒市における法人市民、企業市民が、生駒という地元のコミュニティとどういうふうにかかわっているのかということ考えたときに、わりと疎遠な関係にあるという実態があるということやね。この問題は、今後の検討課題として頭に入れておいたほうがええと思いますね、地域自治システムをどう考えていくかといったときに。農山村部の場合は、こんな問題はあんまり出ないんですよ。逆に、亀山のシャープさんなんかやったら、亀山の地元にびしーっと根づいていますよ。もう何でもかんでも顔を出しますよ、シャープの人が。地元の会合とか。もう大き過ぎるから、出えへんかったら逆に問題が出てくるんだけど、ところが、生駒には、そういう主たる産業とかいうたときに、地元根づいている産業とかいったのは典型例がない。むしろ、近鉄さんがずっとこの沿線を押さえていて、近鉄自身が生駒市とどうつき合うのというのを逆に問われているのと違うの、今は。このお話で言ったら。

【日高委員】 うちの村なんかは、近鉄にほとんど勤めてはりますので、逆に近鉄さんとは仲がええ、すごい密着があります。

【中川委員長】 吉野の方面なんかやったら、近鉄さんは必ず社員をちゃんと会議に出したりしていろいろ努力してはりますよ。だから、生駒は何か冷たくあしらわれているような気がしてね。

【上埜委員】 別の会議の都計審なんかは近鉄さんが見えてはるけど、それは会社の経営にかかわることやから、行かれると思いますけど、地域の課題は身近な話ですので。

【中川委員長】 今西委員さんにお聞きしたい話にだんだんなってきましたけど、例えば、総合型の小学校区の住民自治協議会をつくっていこうやというのが大体生駒の基本方針として固まりつつあるからとっているんですけどね。その場合に、防犯というのは、一番基礎的な課題なんですね。絶対第一の課題なんです、防犯、安全というのは、防災。そのときに……。

【今西委員】 今ちょうどお話が出たので、今話題になっているJR大阪駅の件がありましたので、きのう、おとついでですか、近鉄駅にちょうど実際行ってきたんですね。今回でも、防犯上、大阪駅にビデオがついているという防犯的な、近鉄はどうですかという話をさせていただいて。そんなんもやっぱり防犯の取り組みとして、ぜひまだやったらお願いしたいと、うちらとしてはお願いする立場なんですけど。生駒の場合、けいはんな線がありますと。それも結局、人員削減のあおりで、監視体制のためにつけているということで、それは経営の話でして、防犯上は、生駒の場合はまだですよということで、サリンとかそんな以降、上本町や難波、そういうターミナル駅には改札のほうにそういうのがすぐつきます。生駒、奈良県内は、まだまだその辺は足並みがそろっていませんということで、当然、私らは近鉄は県下をずっと走っているわけですから、生駒市内だけにとどまる話ではありませんけど、そういった取り組みを、今先生おっしゃったように、吉野とかやったら、近鉄の駅の人らが結構いろんな会合に顔を出してということがあるんですが、私らも実際、防犯のいろんな行事をしていく中で、ちょっと近鉄は、具体例を挙げれば、生駒市内は疎遠というか、縁は浅いのかなという思いは多分にありますので、ほんとうに、生駒とかで、秋葉原でもそうですけど、繁華街といたら生駒の駅前とか、駅前になってくると思うので、そんなんも含めて、やっぱり疎遠であるならば、そういうのを密接にしていくなきゃいけないのかなとは感じました。

【中川委員長】 今課長がおっしゃったことは、やっぱりよそよそしい町をつくっているということです。近鉄もそのような雰囲気があるから、手の出しようがないというか。企業としては、自分のほうからまちづくりに私を入れてくださいって絶対言いに来ないで

す。お呼びしたら、ほんなら行きましょうかということになるんだろうけど、企業経営の立場から言うたら、防犯、治安、あるいは安全という点では絶対地元とつながっていないと、安全係数が落ちるわけやから、絶対そうなんですよ。そういう意味では、ちょっと生駒は、どっちかというたら、奈良県内の都市であるにもかかわらず、大阪市内の都市みたいな扱い方をされているなという気がします。政策上、ちょっと穴があいてるのと違いますか、防犯とか治安の面では。いやいや、警察にばかり押しつけて、地域の住民自身のいろいろ自治力による防犯能力の向上とか、そんなんをもっとグレードアップして、防犯というのをやってもいいと思うんですよね。だって、あの事件が起こったんだから、富雄小の。それをもっともっと教訓として、地域における、地域自治の治安能力を高めるということがスローガンにならないのか、私は不思議なぐらいで。富雄地区の連合自治会だけが頑張っている話じゃないわけですよ、これ。だから、早急にやらないかんと思って、それとあわせて自治会基本条例をうまく連動させていこうという考え方なんですよね。やっぱり企業も市民でっせ。そうしましょう。

【今西委員】 一体で、企業、学校、そういうふうにおっしゃっていただいた、まさにそのとおりかもしれませんね。

【中川委員長】 地域の間人があいさつもせえへんかったら、大海に塩をまいているようなもんですやんか。よそよそしい顔をしておってね。

【事務局】 自治会さんのほうも、今、朝ずっと立っていただいて、あいさつ運動もしていただいているんですけども。

【乾委員】 逆にまだ、百貨店なんかで自治会に来てください、来てくださいと呼び込みはおるんやけど、なかなか自分とこからの行動が。

【今西委員】 今ちょうどいろんなサミットの関係があって、本署からサミットで応援に出されて人がおれへんですけれど、そういう情勢もありますし、社会不安も広がっていますので、駅に夕方とか、ちょっと人数を割いて出てください、委員さん方も地域のあれと一緒にさせていただいて、その中でやっぱり近鉄駅というような形の取り組みがさらに強化されれば違ってくるのかなと。

【中川委員長】 これは、鉄道会社にしても、電車に乗っている最近の痴漢とか窃盗などを防ぐという意味からも大変大事なことなので、土地柄というのが、非常に言葉は悪いんやけど、やっぱりレベルというのが高いよとなると、犯罪なんかは減るんですよ。阪急宝塚線であんまり痴漢の話は聞かないですよ、ほんまに。嫌みな言い方ですけど。あん

まり宝塚線で痴漢が摘発されたとは聞かないです。ところが、京都線では出てきたり、南海線はもっと多いと。そんなことを言うたてややこしい話になってくるから僕は言わないんですけど、やっぱりそれはその沿線に関係があるんです。事件が起こると、済みませんが、皆様方のお持ちになられている資産の価値は下がりますよ。土地の価格が下がるんですよ、ほんとうに。だから、やっぱり犯罪を減らすとういこととか、事故を減らす、それから災害に強い町をつくるということは、資産価値を高めることになる。銭金の話をせんと、関西の人は動かないんです。「そうか」と、目の色が変わって。

ありがとうございます。いよいよ大事なコミュニティのところに差しかかってきましたけど、この調子で議論していきましょう。

じゃ、どうもありがとうございました。

あと、その他何かございますか、事務局さん。その他事項で、その他で何かありますか？

【事務局】 特にはないです。

【中川委員長】 特にはないですか。次回はいつやったっけ？

【事務局】 次回は、8月26日火曜日です。

【中川委員長】 8月26日火曜日。何時からですか。

【事務局】 8月26日は10時からで、場所がまだ未定でございます。

【中川委員長】 では、次回は8月26日で、もうお盆が終わってからになります、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

— 了 —